



UR都市機構

平成 29（2017）年 11 月 24 日

大阪市

独立行政法人都市再生機構 西日本支社

うめきた2期 平成 30 年度暫定利用事業者を募集します

うめきた2期開発については、平成 27 年3月に策定された『うめきた2期区域まちづくりの方針』に基づく質の高いまちづくりを実現するため、うめきた2期に関する情報発信やプロモーションが求められていることから、民間開発が本格化するまでの当面の間、うめきた2期まちづくりのプロモーション、周辺エリアの賑わい創出及び防災意識の普及啓発が図られるよう、区域内用地の暫定的な利活用を実施しております。

これまでの暫定利用事業では、緑や花があふれる庭園、環境・防災等に関する市民参加・体験型のイベント、音楽と大阪の食文化を表現するイベント、誰もが気軽に体感できるスポーツイベントや、エネルギー利用技術の実証実験など、多種多様な事業が展開され、延べ約 35 万人の方に新たなうめきた2期区域の開発エリアを訪れていただいております。

平成 30 年度においても、これまでと同様に、まちづくりのプロモーション、周辺エリアの賑わいの創出及び防災意識の普及啓発等、区域用地の暫定的な利活用を図ってまいります。

つきましては、平成 30 年度における当該区域の暫定利用を希望する事業者のエントリー申込を平成 29 年 11 月 24 日（金）から平成 29 年 12 月 22 日（金）の間で受付いたしますので、お知らせいたします。

なお、当該区域の暫定利用につきましては、平成 30 年度が最終年度となります。

詳細については、実施要領でご確認をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

独立行政法人都市機構 西日本支社

都市再生業務部 うめきた都市再生事務所（中山・橋田）（電話）06-6292-5267

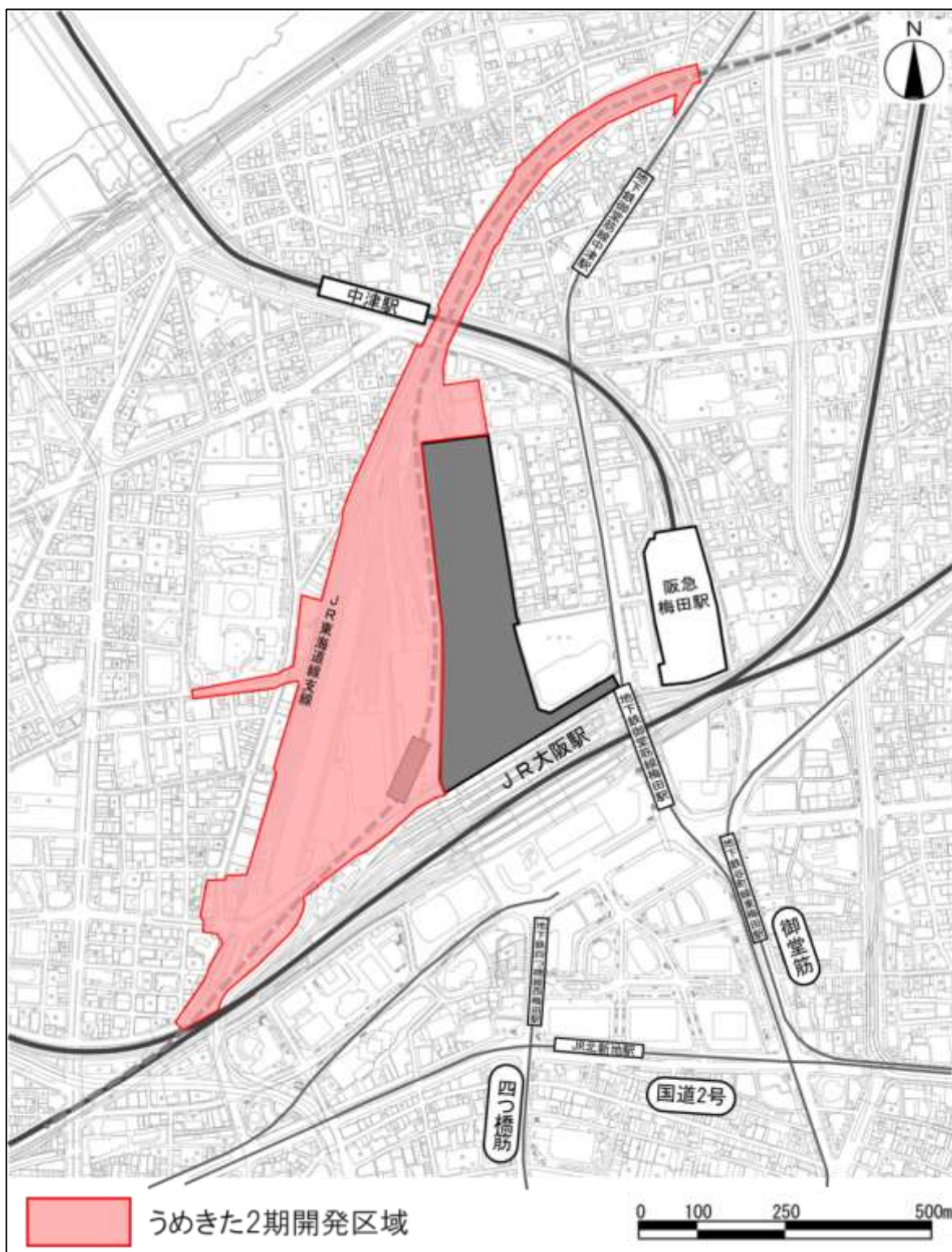
大阪市都市計画局

企画振興部うめきた整備担当（担当：永井・牛尾）（電話）06-6208-7880

1. 実施目的

うめきた2期区域暫定利用検討委員会(以下「本委員会」という。)で検討を行っているうめきた2期区域内用地の有効利用に関して、平成30年度における当該用地を活用した「うめきた2期まちづくりのプロモーション」、「うめきた地区周辺エリアの賑わい創出」、「防災意識の普及啓発」に資する事業を計画する事業者をエントリー募集し、当該区域内の一時的な有効利用(以下「暫定利用」という。)を図ることを目的とします。

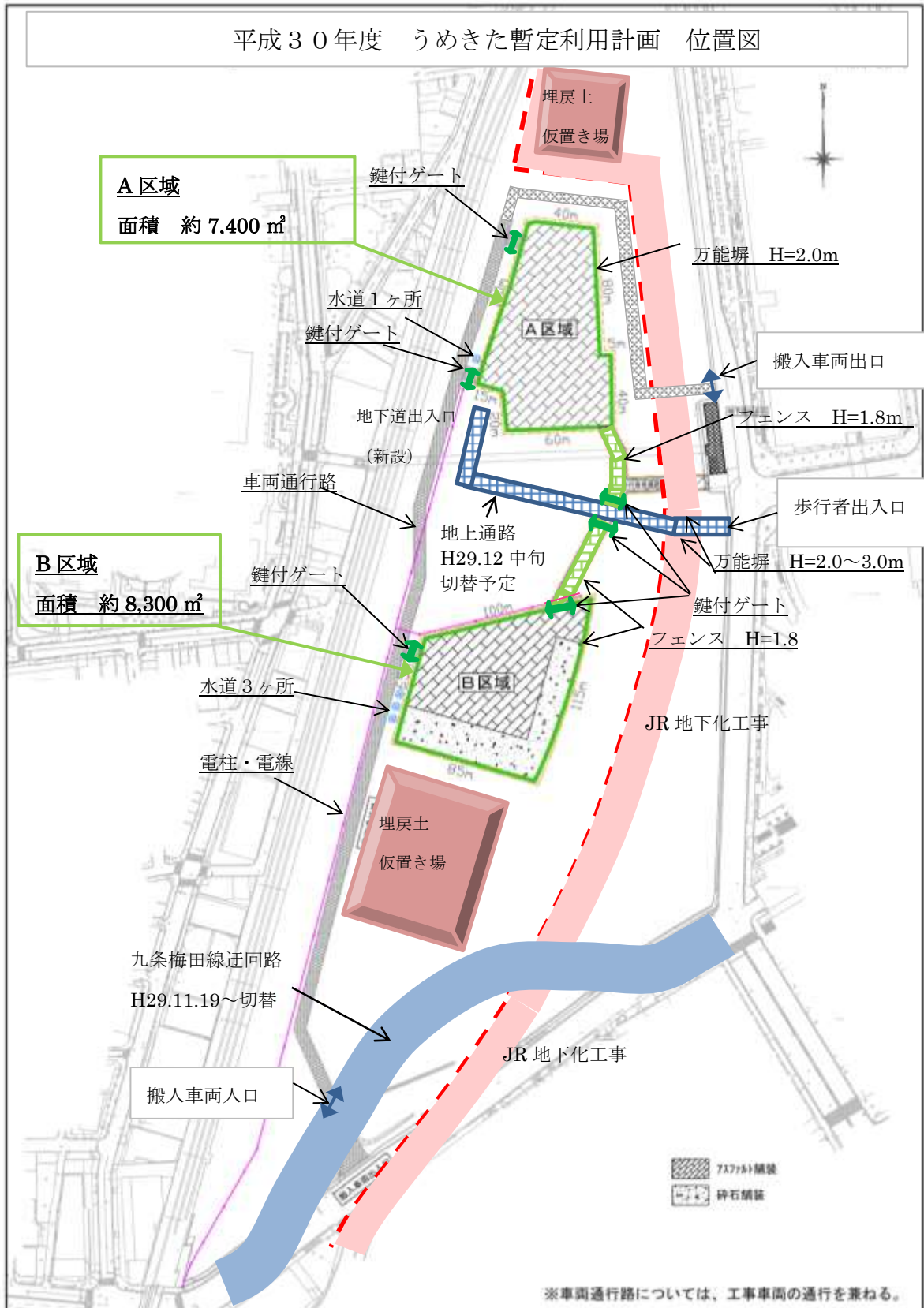
うめきた2期区域 位置図



2. 暫定利用用地の概要

(ア)対象地等

	所在地	対象面積
A区域	大阪市北区大深町(うめきた2期区域内)	約 7,400 m ²
B区域	大阪市北区大深町(うめきた2期区域内)	約 8,300 m ²
		約 15,700 m ²



(イ)交通アクセス

- ・ JR「大阪」駅徒歩3分、地下鉄御堂筋線「梅田」駅徒歩3分、阪急電鉄「梅田」駅徒歩3分

3. 暫定利用条件等

- ・ 貸付期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日
- ・ 使用料 土地使用料(賃貸料)は無償
- ・ 実施目的に即した「うめきた2期まちづくりのプロモーション」、「うめきた地区周辺エリアの賑わいの創出」及び「防災意識の普及啓発」に資する事業内容であること。

4. エントリー申込受付

平成29年11月24日(金)から平成29年12月22日(金)まで

※申込を希望される団体は、必ず実施要領の内容を熟読願います。

※エントリー受付後、希望する利用期間や利用範囲の調整・変更についてヒアリングを実施します。

5. スケジュール(エントリー受付から事業者決定まで)

- | | |
|---------------------|--------------------------|
| ・ エントリー募集開始 | 平成29年11月24日(金) |
| ・ エントリー受付〆切 | 平成29年12月22日(金) |
| ・ エントリー受付申込者へのヒアリング | 平成30年1月9日(火)から1月15日(月)まで |
| ・ エントリー募集結果通知 | 平成30年1月下旬 |
| ・ 暫定利用事業者決定 | 平成30年2月下旬 |
| ・ 平成30年度暫定利用事業開始 | 平成30年4月～ |